

令和6年8月第5回本山町議会臨時会会議録

1. 招集年月日及び場所

令和6年8月5日(月)

本山町議会議事室

2. 応招議員

1番	澤田 康雄	2番	川村 太志	3番	永野 栄一
4番	松繁 美和	5番	白石 伸一	6番	上地 信男
7番	中山 百合	8番	大石 教政	9番	吉川 裕三
10番	岩本 誠生				

3. 不応招議員

4. 出席議員

応招議員と同じ

5. 欠席議員

不応招議員と同じ

6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 松葉 早苗 主査 清岡 康隆

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 澤田 和廣 副町長 高橋 清人 総務課長 田岡 学
政策企画課長 前田 幸二 まちづくり推進課長 田岡 明 建設課長 中西 一洋
健康福祉課長 澤田 直弘 病院事務長 佐古田 敦子

8. 議事日程

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 会期の決定

日程第3. 議案第51号上程並びに提案理由の説明

日程第4. 議案第51号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

日程第5. 議会運営委員会の選任

日程第6. 常任委員会委員の選任

開会 13:30

○議長（岩本誠生君）皆さん、こんにちは。毎日暑い日が続きます。まずもって、暑中お見舞いを申し上げたいと存じます。また、コロナがかなりはやっております、私も先週感染をいたしました。あちこちで感染の話聞きます。くれぐれもご自愛をいただきたいというふうに思います。

本日、町長より令和6年第5回本山町議会臨時会を招集する旨、告示がございました。皆さん方には大変ご多忙のところご出席をいただきまして、臨時会が開会できますこと、まずもって感謝を申し上げます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第5回本山町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したプリントのとおりであります。

3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一君）初議会の申合せ事項の中に、議長と副議長も2年ということで申合せがあったと思います。本日程には、議長、副議長の選任がありませんので、議長、副議長の選任の議案の追加を望みます。

○議長（岩本誠生君）ただいま3番、永野栄一さんからありましたけれども、議長、副議長については辞職願が出ていないと、法律上は、議員の任期と議長、副議長の任期ということになっておりますので、それが出ない限りは、正副議長の選挙を執り行うことは動議であってもできません。

3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一君）本件については信頼関係が成り立たないと、やはり議会運営は成り立たないんじゃないかと思えます。もしそうであれば、不信任動議か何かを出さないといかんということになりますけれども、その件について、もし出されないということであれば、全員協議会でもう一度話し合いをするべきじゃないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君）その件については、あくまでも辞表というのは法律上の手続の問題であります。ですから、それが今、こちらに手元にきておりますのが、副議長が一身上の都合ということで辞職願が出てきております。ですから、その分については、後ほど議運に諮って手続を行いたいと思えます。

その動議については、法律上の問題がまずありますので、可否については動議としての採決を採ることはできません。それは不信任案が出て、決議とかというようなことであれば別ですけれども、あくまでもそれは選挙制度、こういう申出だと思えますので、その件については、取扱い方は法律的なところに基づいて議事の進行をしていきたいと思えますので、ご了解をいただきたいと思えます。

~~~~~

### 日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（岩本誠生君） それでは、日程第1、今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番 上地信男 さん、7番 中山百合 さんを指名いたします。ご両名はご了解をお願いします。

~~~~~

日程第2．会期の決定

○議長（岩本誠生君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定をいたしました。

なお、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく関係書類等が提出されております。資料につきましては、議員各位に配付しておりますタブレットに送信をいたしておりますので、ご確認をいただきたいと思っております。

なお、れいほく地域振興株式会社につきましては、決算が確定しておらず、現時点では未提出となっておりますことを報告しておきます。

~~~~~

### 日程第3．議案第51号上程並びに提案理由の説明

○議長（岩本誠生君） 日程第3、議案第51号を上程します。

事務局に議案名を朗読させます。事務局長。

○事務局長（松葉早苗君） （別紙のとおり朗読）

○議長（岩本誠生君） 朗読を終わります。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長、澤田和廣さん。

○町長（澤田和廣君） 改めまして、皆さん、こんにちは。本日、議員の皆様にはお繰り合わせの上ご出席をいただきまして、令和6年第5回の本山町議会臨時会が開会できますことを厚くお礼を申し上げます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

秋田県や山形県など東北地方におきまして、梅雨末期の記録的な豪雨により大きな被害が発生してしまいました。お亡くなりになられました皆様のご冥福をお祈りいたしますと

ともに、被害を受けられました全ての皆様にお見舞いを申し上げます。また、一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

こうした豪雨災害は他人ごとではありません。これから台風シーズンも迎えます。十分警戒をしまいたいと存じます。

また、連日熱中症警戒アラートが発表され、危険な暑さが続いております。熱中症などには十分お気をつけいただきたいと存じます。

続きまして、今回提案いたしました議案は、和解及び損害賠償の額を定めることについての1件でございます。議案の説明をさせていただきます。

(別紙のとおり議案提案理由説明)

以上、議案の説明とさせていただきます。何とぞご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長（岩本誠生君）以上で提案理由の説明を終わります。

~~~~~

日程第4．議案第51号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

○議長（岩本誠生君）皆さん方にご提案を申し上げます。

本議案につきましては個人情報を含んでおりますので、秘密会といたしたいと思っております。

秘密会にするには、地方自治法第115条の規定によって、出席議員の3分の2以上の者の賛成が必要といたしております。討論を用いなくて決定することになっておりますので、ただいまから採決を行いたいと思っております。

なお、出席議員は10名でありますので、その3分の2は7名であります。

それでは、秘密会で審議することについて採決を行います。この表決は起立によって行います。

秘密会にすることに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、本案については秘密会で審議することに可決されました。

ただいま3分の2以上の賛成で、本案についての秘密会を審議することに可決をされました。本山町議会会議規則第96条の規定により、議長が指定する説明員、副町長、高橋清人君、総務課長、田岡学君、嶺北中央病院事務長、佐古田敦子さん以外の説明員及び傍聴人の退場を命じます。

退場される方をお願いいたします。

議案第51号については秘密会で審議することに可決されましたので、審議終了まで退場をお願いいたします。

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

秘密会を解きます。

3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一君）議会運営委員会と常任委員会、先ほど全員協議会も開いていただけないようなので、ここで議長の不信任案を出したいと思いますので、休憩を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君）不信任案の決議ですか。不信任案の理由とかそういうものは全部明記していますか。

暫時休憩します。

休憩 13:55

再開 13:55

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、先ほどの3番議員の動議について、賛成の方いらっしゃいますか。不信任案を出すという動議。休憩動議ね。

暫時休憩します。

休憩 13:56

再開 15:34

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長、澤田康雄さんから副議長の辞職願が提出されています。

この件について議運を開きたいと思いますので、暫時休憩します。

休憩 15:34

再開 15:37

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど申し上げましたように、副議長、澤田康雄さんから副議長の辞職願が提出されておりますので、これを受理することといたします。

お諮りします。

副議長辞職の件を緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として審議することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1と

して議題とすることにいたします。

~~~~~

追加日程第1. 副議長辞職の件

- 議長（岩本誠生君）追加日程第1、副議長辞職の件を議題といたします。  
地方自治法第117条の規定によって、澤田康雄さんの退場を求めます。  
暫時休憩します。

休憩 15:38

再開 15:38

- 議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。  
事務局長に辞職願を朗読させます。事務局長。  
○事務局長（松葉早苗君）（別紙のとおり朗読）  
○議長（岩本誠生君）朗読を終わります。  
お諮りします。  
澤田康雄さんの副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。  
したがって、澤田康雄さんの副議長の辞職を許可することについて決定をいたしました。  
暫時休憩します。

休憩 15:39

再開 15:39

- 議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。  
お諮りします。  
副議長の選挙は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第2として直ちに行  
いたいと思いますが、ご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。  
したがって、副議長の選挙を緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第2とし  
て直ちに行うことに決定をいたしました。  
暫時休憩します。

休憩 15:40

再開 15:40

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

追加日程第2．副議長の選挙

○議長（岩本誠生君）追加日程第2、副議長の選挙を行います。

選挙は投票によって行います。

議場の出入口を閉めます。

それでは、選挙は投票によって行いたいと思います。議場の出入口は全て閉めましたね。

ただいまの出席議員は10名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人には8番、大石教政さん、9番、吉川裕三さんを指名いたします。ご両名よろしくお願いします。

これより投票用紙を配ります。

投票は単記無記名でもってお願いをします。

配付漏れはありませんか。

（発言する者なし）ないようですので、まず投票箱の点検をお願いします。

投票箱異状なしと認めます。

次に、事務局長が議席番号と氏名を呼び出しますので、順番に投票をお願いします。

○事務局長（松葉早苗君） それでは、議席番号1番、澤田康雄議員、議席番号2番、川村太志議員、議席番号3番、永野栄一議員、議席番号4番、松繁美和議員、議席番号5番、白石伸一議員、議席番号6番、上地信男議員、議席番号7番、中山百合議員、議席番号8番、大石教政議員、議席番号9番、吉川裕三議員、議席番号10番、岩本誠生議員。

○議長（岩本誠生君）投票漏れはありませんか。

（発言する者なし）なしと認めます。

これで投票を終わります。

これより開票を行います。

8番、大石教政さん、9番、吉川裕三さん、開票の立会いをお願いします。

この選挙の法定得票数は、2．5票であります。

吉川裕三さんが副議長に当選されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 15：52

再開 15：53

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

議場の出入口が開かれました。

ただいま副議長に当選されました吉川裕三さんが議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

当選人、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）重い重責を担わせていただきました。議長を補佐し、円滑な議会運営に努めてまいります。どうか皆様のご協力、よろしくお願いいたします。

○議長（岩本誠生君）暫時休憩します。

休憩 15:54

再開 15:54

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

副議長の選挙により、議席の一部変更を緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第3として行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更を緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第3として行うことに決定いたしました。

~~~~~

#### 追加日程第3．議席の一部変更

○議長（岩本誠生君）追加日程第3、議席の一部変更を行います。

副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

吉川裕三さんの議席を1番に、澤田康雄さんを9番に変更いたします。

それぞれにご移動をお願いします。

暫時休憩します。

休憩 15:55

再開 15:56

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま日程第5が議会運営委員会の委員の選任になっておりますが、日程の変更をいたしたいと思います。

日程第5を常任委員会委員の選任を行うことといたしたいと思います。

資料の配付のため、暫時休憩します。

あと、選任をするために、向こうの議員控室でそれぞれの選任をもらってください。全選任を。

休憩 15 : 56

再開 16 : 16

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第5．常任委員会委員の選任

○議長（岩本誠生君）お諮りします。

各常任委員会の委員については、お手元に配付いたしましたプリントのとおり指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

各常任委員会の委員は、先ほどプリントに指名したとおりでありますので、各常任委員会の委員は決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第6．議会運営委員会の選任

○議長（岩本誠生君）日程第6、議会運営委員会の委員の選任を行います。

この件についても資料に記載をしておりますが、議会運営委員会の委員についてはお手元に配付したプリントのとおり指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

議会運営委員会の委員は、お手元に配付したプリントのとおり指名することと決定をいたしました。

議会運営委員会の委員が決定をいたしました。

~~~~~

○議長（岩本誠生君）以上をもちまして、本議会に付された案件は全て終了いたしました。

（「議長、動議」の声あり）どうぞ。

○3番（永野栄一君）今般の副議長選挙はあったんですけども、議長選挙はなかったということなんです、やはり初議会のときの全員協議会における申合せというものが重た

いだろうと。約束をした任期は2年ということですので、今般議員選挙がないというのは、議長が辞表を出されなかったということで議案とならなかったわけですが、やはりこれは信頼関係の問題で、今後の議会運営に大きな影響を与えるだろうということで、議長不信任案決議を提出させていただきます。甚だ本意ではないんですけれども、やはり約束事は重いということで提出をいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（岩本誠生君）賛成の議員は、1名。それでは、1名の賛成議員がおりますので、議運を開いてください。

休憩 16:19

再開 16:31

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、議運におきまして協議をいたしましたところ、永野議員のほうから提案をされております案件については、議題として取り上げるということに決定をいたしました。

これより議案を配りますので、ご確認ください。

暫時休憩します。

休憩 16:31

再開 16:32

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

#### 追加日程第4．議長に対する不信任案決議

○議長（岩本誠生君）それでは、追加日程第4として、議長に対する不信任案決議を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一君）（別紙のとおり議案提案理由説明）

○議長（岩本誠生君）提案理由の説明を終わります。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）質疑ないようでありますので、討論の申出はありませんか。

（発言する者なし）なしと認めます。

それでは、議長に対する不信任案決議についての採決を行います。

当議長に対する不信任案について賛成の方の起立を求めます。

起立2名、不信任案決議は否決となりました。賛成者少数です。

以上で、この案件は終了いたしました。

~~~~~

○議長（岩本誠生君）以上をもちまして、本議会に付された案件は全て終了いたしました。
お諮りします。

これをもって閉会することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会は以上をもって閉会することにいたします。

町長。

○町長（澤田和廣君）本日は何かとご多用のところお集まりをいただきまして、提出いたしました案件の適切な議決をいただきまして、誠にありがとうございました。

さて、今週末は町民祭の開催が予定をされております。町民の皆様、そして、帰省された皆様などお楽しみをいただければというふうに存じます。

夏のイベントが終わりますと、9月議会も目前となってまいります。また、議会では新しい体制とされました。今後ともご指導、ご鞭撻のほどをよろしく願いをいたします。

開会の挨拶でも話をしたところでございますけれども、連日熱中症警戒アラートが発表されて、危険な暑さが続いております。また、コロナの感染も増加をしております。町民の皆様、そして、議員の皆様にはご自愛の上、ご活躍くださいますようご祈念をいたしまして、言葉が足りませんが、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）町長よりご挨拶をいただきました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

先ほど、私に対する不信任案決議がなされ、否決となりましたけれども、この内容につきましては、私といたしましても誠に不徳の致すところでございます。これを一つの励みといたしまして、また議会活動に頑張ってまいりたいというふうに思います。

今の時代の流れということから考えますと、どうしても2年という期間についての議長職というのは、本来の議会運営にとどまらず、町長を含めた町政のための活動としては非常に短い期間であります。だから、そのためにも、どうしても4年の任期が必要であるということは従前より私が申し上げてきたところであります。だから、従前のときも同じく4年ということやらせていただいたということもあって、今回もその方針に基づいて辞表を提出しませんでしたけれども、こういうご叱責をいただきました。このことについては、十分肝に銘じ、今後議会運営に当たってまいりたいというふうに思いますので、今後ともよろしくご指導、ご鞭撻をいただきたいと思います。

以上をもちまして、令和6年8月第5回の本山町議会臨時会を閉会といたします。

どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

令和6年8月5日

午後 4時38分 閉会